

厚生労働大臣が定める揭示事項

◆特掲診療料の施設基準等（医科）◆

医学管理料等

外来栄養食事指導料（注2）
心臓ペースメーカー指導管理料
遠隔モニタリング加算
喘息治療管理料
糖尿病合併症管理料
がん性疼痛緩和指導管理料
がん患者指導管理料イ、ロ
糖尿病透析予防指導管理料
乳腺炎重症化予防ケア・指導料
婦人科特定疾病治療管理料
二次性骨折予防継続管理料1、3
院内トリアージ実施料

夜間休日救急搬送医学管理料
救急搬送看護体制加算
外来放射線照射診療料
外来腫瘍化学療法診療料1
連携充実加算
療養・就労両立支援指導料
相談支援加算
開放型病院共同指導料
がん治療連携計画策定料
外来排尿自立指導料
肝炎インターフェロン治療計画料
薬剤管理指導料
医療機器安全管理料1

在宅医療

在宅患者訪問看護・指導料 注2
持続血糖測定器加算
間歇注入シリンジポンプと連動する

在宅療養後方支援病院
持続血糖測定器加算
間歇注入シリンジポンプと連動しない

検査

遺伝学的検査（注1）
BRCA1／2遺伝子検査
先天性代謝異常症検査
HPV核酸検出及びHPV核酸検出
（簡易ジェノタイプ判定）
検体検査管理加算(1)(2)(4)
時間内歩行試験及び
シャトルウォーキングテスト
ヘッドアップティルト試験

皮下連続式グルコース測定
神経学的検査
補聴器適合検査
全視野精密網膜電図
ロービジョン検査判断料
コンタクトレンズ検査料1
小児食物アレルギー負荷検査
内服・点滴誘発試験
CT透視下気管支鏡検査加算

画像

CT撮影及びMRI撮影

投薬

抗悪性腫瘍剤処方管理加算

注射

外来化学療法加算1

無菌製剤処理料

リハビリ テーション

心大血管疾患リハビリテーション料(1)
脳血管疾患等リハビリテーション料(1)
運動器リハビリテーション料(1)

呼吸器リハビリテーション料(1)
がん患者リハビリテーション料

処置	人工腎臓 導入期加算 1 下肢末梢動脈疾患指導管理加算 下肢創傷処置管理料	透析液水質確保加算及び 慢性維持透析濾過加算 ストーマ合併症加算
手術	骨移植術(軟骨移植術を含む)(同種骨移植(非生体)(同種骨移植(特殊なものに限る。)) 骨移植術(軟骨移植術を含む)(自家培養軟骨移植術に限る。) 椎間板内酵素注入療法 緑内障手術(流出路再建術(眼内法)及び水晶体 網膜再建術 乳腺悪性腫瘍手術(乳輪温存乳房切除術(腋窩郭清を伴わないもの)及び乳輪温存乳房切除術(腋窩郭清を伴うもの)) 胸腔鏡下縦隔悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器によるもの） 胸腔鏡下良性縦隔腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器によるもの） 食道縫合術（穿孔、損傷）（内視鏡によるもの）、内視鏡下胃、十二指腸穿孔瘻孔閉鎖術、胃瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、小腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）等 経皮的冠動脈形成術（特殊カテーテルによるもの） 大動脈バルーンパンピング法（IABP法） ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術 ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術（リードレスペースメーカー）	胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合） 胸腔鏡下肺切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合） 腹腔鏡下胃切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合） 腹腔鏡下噴門側胃切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合） 腹腔鏡下胃全摘術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合） 早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術 腹腔鏡下結腸悪性腫瘍切除術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合) 腹腔鏡下直腸切除・切断術(切除術、低位前方切除術及び切断術に限る。)(内視鏡手術用支援機器を用いる場合) 膀胱水圧拡張術及びハンナ型間質性膀胱炎手術(経尿道) 腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術 腹腔鏡下小切開膀胱悪性腫瘍手術 腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術 腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの） 胃瘻造設術（経皮的内視鏡下胃瘻造設術、腹腔鏡下胃瘻造設術を含む。） ゲル充填人工乳房を用いた乳房再建術（乳房切除後）
輸血料	輸血管理料Ⅰ	輸血適正使用加算
手術医療機器等加算	人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算	胃瘻造設時嚥下機能評価加算
麻酔料	麻酔管理料(Ⅰ)(Ⅱ)	
放射線治療	高エネルギー放射線治療	
病理	悪性腫瘍病理組織標本加算	
その他	外来・在宅ベースアップ評価料（1） 看護職員処遇改善評価料（64）	入院ベースアップ評価料（65）